

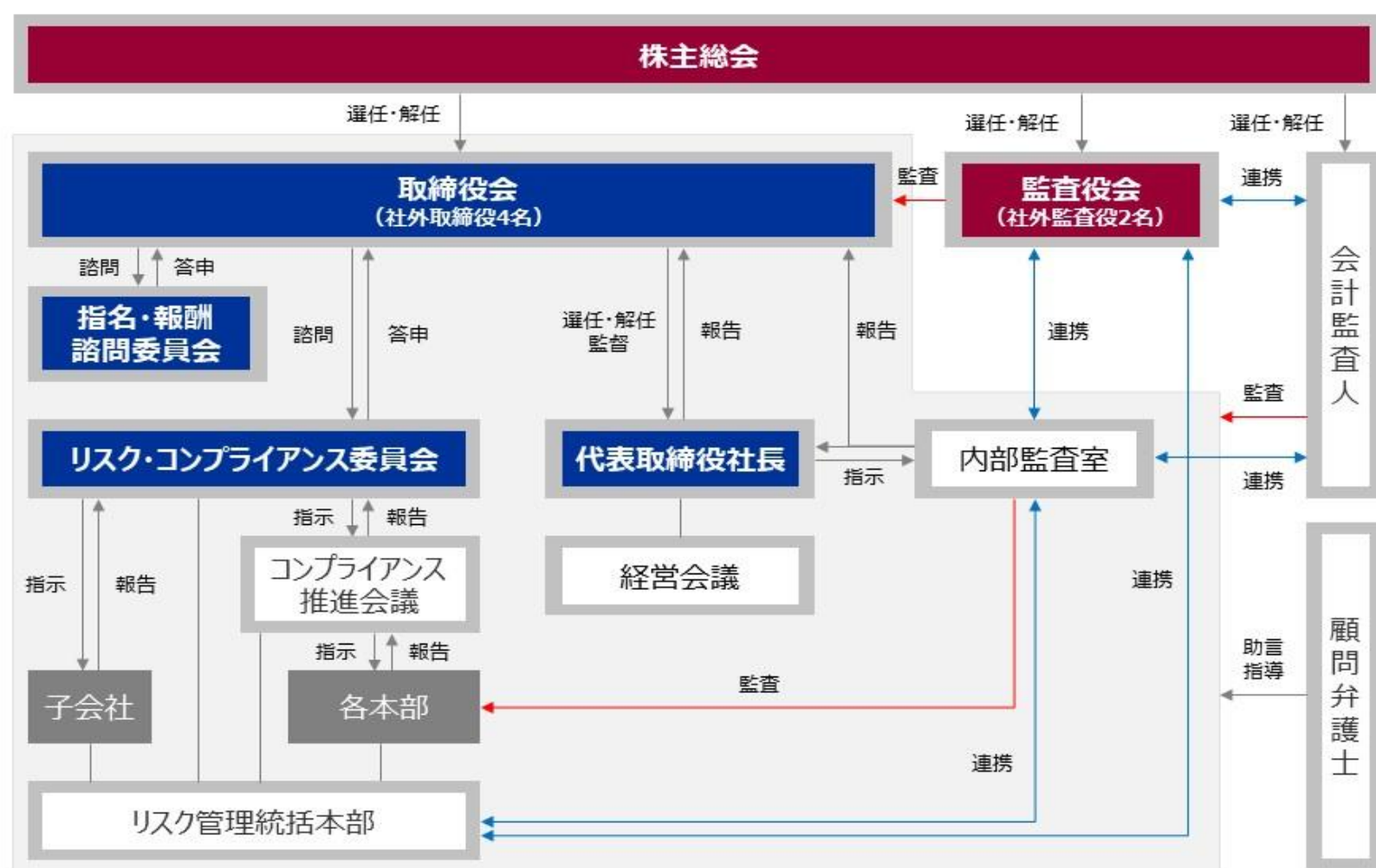
# コーポレートガバナンス

## 経営体制

当社は監査役会制度を採用しています。監査役会は監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、取締役の業務執行を監査・監視しています。当社は、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、当該制度を採用しています。

取締役会は、取締役9名（うち社外取締役4名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役間の相互牽制により取締役の職務の執行を監督しています。取締役会は、取締役会規程に基づき、原則として毎月1回の定例取締役会を開催しているほか、経営上の重要事項が発生した場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、監査役3名（うち社外監査役2名）も出席しています。取締役会では法令及び社内規程に従って重要事項を審議、決定するほか、各部門の担当取締役等から経営成績、業務執行状況及び予算実績差異報告等を受けています。

## コーポレートガバナンス体制図



### ・指名・報酬諮問委員会

代表取締役社長、独立社外取締役をもって構成し、取締役の選任、解任の株主総会議案、代表取締役の後継者プラン、取締役の報酬等について審議を行っています。

### ・経営会議

当社は、会社運営を円滑に行うことを目的に、取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項を協議または決議する経営会議を設置しています。

経営会議は常勤取締役の出席に加え、必要に応じて社外取締役及び監査役の出席を可能とし、客観的かつ透明性の高い組織経営を実践しています。